

4 保険料の徴収猶予に係る規定の一部改正について

○令和6年7月4日付国通知に基づく保険料の徴収猶予に係る規定の一部改正

国通知により、認知症などで判断能力が不十分かつ身寄りの有無が判明できない方が急患として医療機関を受診し、即時入院が必要となった場合等において、本人の資力の有無が判明し、かつ、その資力が活用可能となるまでの間、職権で生活保護（医療扶助）の開始を決定する代わりに、当該被保険者に係る医療費の一部負担金及び保険料について、最長1年間、徴収猶予として取り扱うこととされた。

これを踏まえ、本市国民健康保険料の徴収猶予について令和7年度に条例を改正する。 ※令和7年4月1日改正

なお、一部負担金に係る徴収猶予は「大阪府国民健康保険運営方針」で府統一基準が規定され、本市においても統一基準に基づき要綱で規定している。令和6年12月2日付けで上記取扱いを踏まえた運営方針の改正が行われたことから、本市においても要綱を改正する。 ※令和7年4月1日改正

【見直し内容】

（ 現 行 ）

第20条

市長は、災害その他特別の理由により納付すべき保険料を一時に納付することができないと認められる者に対して、納付することができないと認められる金額を限度として、6月以内の期間を限って、徴収を猶予することができる。

（ 改正後 ）

第20条

市長は、災害その他特別の理由により納付すべき保険料を一時に納付することができないと認められる者に対して、納付することができないと認められる金額を限度として、6月（その者が急病の患者等として保険医療機関又は保険薬局から療養を受けた者であるときは、その者の資力の活用が可能となるまでの期間として1年）以内の期間を限って、徴収を猶予することができる。